

## Report

### 個人情報保護法セミナー

## 実践編を東京など7カ所で

見舞客から病室を尋ねられた場合など、個人情報保護法の条文などだけでは判断がつかねる“困難事例”を医療関係者で共有し、問題解決能力を養うことなどを目的とした「個人情報保護セミナー」が、7月31日に東京都内で開催された。主催した医療ネットワーク支援センター（東京都渋谷区）はセミナーを、法施行前に四病院団体協議会の後援で実施したセミナーに続く「実践編」と位置付けている。



#### 講演（第1部）

### マネジメントと位置づけ、対応ルールの共有を



稲葉一人氏



三浦純一氏

第1部では、法施行後の現状を、医療現場と法律の側面から検証した。三浦純一・公立岩瀬病院医局長は講演で、同法対策を、施設全体のマネジメント（インフォメーション・マネジメント）と位置付けて、医療の質向上のツールとして活用すべきと呼び掛けた。その上で、全職員が守れるルールを作って共有すること、定めたルールはP D C A（Plan Do Check Act）を通じて改善する必要性を強調。法施行前後に同院が取り組んだ事例を紹介した上で、「5年くらい続けるとサービスの質が高まる」とし、病院経営戦略上も有効との見方を示した。

また、「法律面からの検討」として講演した稲葉一人・科学技術文明研究所特別研究員（元大阪地裁判事）は、4月以降医療機関に生じた変化を、秘密を守る（守秘義務）から個人情報を守るという発想の転換、患者の情報を扱うリスクを正面から見据えるなど5点に要約した。

さらに、判断するまでのプロセスを解説し、まず要求事項を、法や厚生労働省のG Lで解決済みなのかどうかに分ける必要性を指摘。未解決である場合は、「思考のプロセスとルール」に基づいた判断が必要になると指摘した。

具体的には、まず、患者らの求めが同法の「目的外利用の原則禁止」「第三者提供の原則禁止」に抵触するのか判断する習慣をつける。その上で、抵触する場合は、本人の同意を得る 法の除外規定に当てはまるか検討する のいずれかの選択になると説明。留意点としては、単独で判断しないこと、判断するまでの過程を記録に残すことを勧めた。

#### セッション（第2部）

### 法の有効活用で サービス向上を

一方、第2部では、総合受付での見舞客への対応、学校や警察からの照会といった場面を映像化した教材を使用。討論や携帯電話によるフロア参加型のアンケートなどを通じて、医療サービスの向上につながる個人情報保護の在り方を考えた。

知人を見舞いに訪ねてきた男性が、総合案内で病室を教えてほしいと告げ、職員が法の施行を理由に断る場面で終わる「総合受付における見舞客への対応」では、対応を検討する際の留意点が複数提示された。

具体的には、入院の事実を知った上で病室を尋ねられた場合と入院の有無を含めて問われた場合では対応を変えるべきか、入院前に患者本人からどのような了解を取るべきか などの項目。三浦氏は、公立岩瀬病院の事例を紹介し、入院の有無の問い合わせには回答しない 病室の問い合わせには、アンケートで事前に把握した患者の意向に従って行うと説明した。

そのほか質疑では、「対応を1つに収束させてくれるセミナーかと思っていた。医療機関ごとに対応が異なるのを患者さんは容認してくれるのか」といった質問が出る場面もあった。

それに対し、稲葉氏は、「この答えしかないと言律家が言ってくれることを考えているとすると間違い」と回答。「思考のプロセスやルールを決めてやるということ、皆さんで共有することが大事だ」とセミナーの趣旨について説明した。

消費生活アドバイザーの坂本憲枝氏も、「均質なサービスを提供することの方が、むしろ難しい」と述べ、個々の病院で対応が異なることは病院の個性として患者から受け止められるとの見方を示した。その上で、「医療者の方々に丁寧な対応をつくっていただきたい」との期待感を示した。